

資料6 災害関係協定

九州九都市災害時相互応援に関する協定

北九州市、福岡市、佐賀市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市及び那覇市（以下「九都市」という。）は、いずれかの市域において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、被害を受けていない都市が友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭又は文書により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項において、口頭により応援を要請した場合は、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（応援の実施）

第3条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、九都市の市域において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、その他の都市が自主的判断により緊急応援活動を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援要請都市の負担とする。

2 応援を受けた都市が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都市から要請があった場合には、応援した都市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 九都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（資料の交換）

第6条 九都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他の参考資料を相互に交換するものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、九都市が協議して定めるものとする。

(その他)

第8条 この協定の締結を証するため、本協定書9通を作成し、各都市は記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

この協定は、平成7年12月28日から効力を生ずる。

九州 3 指定都市災害廃棄物の処理における相互支援に関する協定

北九州市、福岡市及び熊本市（以下「九州 3 指定都市」という。）は、いずれかの市域において大規模な災害が発生した場合に、被害を受けていない都市（以下「支援市」という。）が自主的な支援により相互に協力し、被害を受けた都市（以下「被災市」という。）で生じた廃棄物（発災後に生じる生活ごみ、避難所ごみ及びし尿を含む。以下「災害廃棄物」という。）の処理における初動対応を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

なお、本協定は「21 大都市災害時相互応援に関する協定」及び「九州九都市災害時相互応援に関する協定」等を補完するものである。

（支援職員の派遣）

第 1 条 九州 3 指定都市のいずれかの市域で大規模な災害が発生した場合、支援市は廃棄物の処理に関して知見を有する職員による支援チーム（以下「即応班」という。）を編成し、自主的に被災市に派遣できることとする。

（即応班の派遣の連絡及び準備）

第 2 条 支援市は、即応班を派遣するときは、第 5 条に定める担当部局を通じて被災市及び他の支援市に連絡する。

2 即応班が派遣時に携行する物資及び装備品の調達、宿泊場所の確保その他必要な準備は、原則として、当該即応班を派遣する支援市において行う。

（即応班による支援の実施）

第 3 条 即応班は、被災市及び他の支援市と連携し、次の各号に掲げる支援のうち必要なものを実施する。

- （1）被災市で生じた災害廃棄物を処理するために必要な範囲での被災状況の把握
- （2）被災市で生じた災害廃棄物を処理するために必要な支援の検討及び実施
- （3）国、被災市が属する県等への災害廃棄物の処理に係る報告及び連絡
- （4）国、地方公共団体、企業、団体等への災害廃棄物の処理における支援の要請及び支援に係る連絡・調整
- （5）被災市の災害対策本部等との連絡・調整
- （6）前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理における初動対応として被災市が特に要請した事項

2 即応班は、支援の実施に伴って得た情報及び実施した支援の内容を被災市及び他の支援市に逐次報告する。

3 即応班による支援は、国、地方公共団体、企業、団体等による広域的な支援へ移行するまでの間実施することとし、即応班による支援の終期は、被災市及び支援市が協議して決定する。

(被災市における受援体制)

第4条 被災市は、第2条第1項に定める連絡があった場合、即応班が支援を実施するために必要な執務環境の整備に努めるものとする。

(連絡体制等)

第5条 九州3指定都市は、この協定に基づく支援が迅速かつ円滑に行われるよう、各都市で担当部局を定め、次の各号に掲げる事項を共同して実施するものとする。

(1) 大規模な災害の発生時においても確実に連絡を取るための緊急的な連絡先の情報共有

(2) 災害廃棄物処理計画その他参考となる資料の共有

(3) 災害廃棄物の処理に関する研修、演習等による人材育成

(その他)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、九州3指定都市が協議して定める。

第7条 この協定を証するため、本協定書3通を作成し、各都市は記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年6月1日

2 1 大都市災害時相互応援に関する協定

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（実施）

第3条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

- 2 被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。
- 3 自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。
- 4 自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあたっては、自律的活動に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市の負担とする。

- 2 前条第2項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。
- 3 応援要請都市が、第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請

があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部局)

第5条 大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(資料の交換)

第6条 大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書21通を作成し、各都市は記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、昭和61年10月23日から効力を生ずる。
- 2 次に掲げる覚書は、廃止する。
 - (1) 大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市及び広島市が締結した指定都市災害救援に関する覚書（昭和35年5月13日締結）
 - (2) 東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市が締結した七大都市震災相互応援に関する覚書（昭和50年6月6日締結）

附 則

- 1 この協定は、平成2年2月22日から効力を生ずる。
- 2 「11大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成5年1月26日から効力を生ずる。
- 2 「12大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成9年3月31日から効力を生ずる。

附 則

- 1 この協定は、平成15年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「13大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成17年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「14大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成18年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「15大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成19年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「16大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成21年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「18大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成22年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「19大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から効力を生じる。
- 2 「20大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

災害時応急活動に関する協定書（熊本県産業廃棄物協会）

熊本市（以下「甲」という。）と社団法人 熊本県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲からの協力要請に基づいて乙が行う災害廃棄物の処理等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 甲は乙に対して、応急活動の協力を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該応急活動の実施に努めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条第1項及び同法第42条第1項の規定により作成された熊本市地域防災計画に基づき、熊本市水防本部若しくは熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害。

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第17条第1項に規定する緊急事態に係る被災。

(3) 甲が前2号に準じる災害で、乙の協力が必要であると甲が認めた災害。

（定義）

第3条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害廃棄物 各種災害により発生するごみ。

(2) 災害廃棄物の処理等 災害廃棄物の収集・運搬、処理、処分その他災害廃棄物の処理等に関し必要な業務。

（協力要請の手続き等）

第4条 甲は、災害による被害が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、甲に協力するものとする。

3 第1項に規定する要請は、原則として文書によるものとする。

（協力体制の整備）

第5条 乙は、あらかじめ協力体制を整備し、その組織、人員、調達可能な資機材等の状況を甲に報告するものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、直ちに応急活動の統括連絡責任者及び応急活動を実施する乙の会員を選定し、甲に報告するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第6条 乙は、要請内容に基づく甲の指示に従い、災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

2 甲は、第4条第1項に規定する要請をしたときは、乙の活動が円滑に実施されるように必要な措置

を講ずるものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては次に掲げる事項に留意する。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を完了したときは、実施した内容を記載した報告書を甲に提出するものとする。

(費用負担)

第8条 乙が第4条第1項に規定する要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 費用負担の算出方法については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から当該協定締結の日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了日前1月の翌日までに甲又は乙から申入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目については、甲乙協議して別途定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年5月8日

災害時応急活動に関する協定書（熊本市一般廃棄物処理業協同組合）

熊本市（以下「甲」という。）と熊本市一般廃棄物処理業協同組合（以下「乙」という。）は、災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲からの協力要請に基づいて乙が行う災害廃棄物の処理等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 甲は乙に対して、応急活動の協力を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該応急活動の実施に努めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条第1項及び同法第42条第1項の規定により作成された熊本市地域防災計画に基づき、熊本市水防本部若しくは熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害。

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第172条第1項に規定する緊急事態に係る被災。

(3) 甲が前2号に準じる災害で、乙の協力が必要であると甲が認めた災害。

（定義）

第3条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害廃棄物 各種災害により発生するごみ。

(2) 災害廃棄物の処理等 災害廃棄物の収集・運搬その他災害廃棄物の処理等に関し必要な業務。

（協力要請の手続き等）

第4条 甲は、災害による被害が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、甲に協力するものとする。

3 第1項に規定する要請は、原則として文書によるものとする。

（協力体制の整備）

第5条 乙は、あらかじめ協力体制を整備し、その組織、人員、調達可能な資機材等の状況を甲に報告するものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、直ちに応急活動の統括連絡責任者及び応急活動を実施する乙の会員を選定し、甲に報告するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第6条 乙は、要請内容に基づく甲の指示に従い、災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

2 甲は、第4条第1項に規定する要請をしたときは、乙の活動が円滑に実施されるように必要な措置を講ずるものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては次に掲げる事項に留意する。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を完了したときは、実施した内容を記載した報告書を甲に提出するものとする。

(費用負担)

第8条 乙が第4条第1項に規定する要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 費用負担の算出方法については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から当該協定締結の日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了日前1月の翌日までに甲又は乙から申入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目については、甲乙協議して別途定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年5月8日

災害時応急活動に関する協定書（熊本県解体業協会）

熊本市（以下「甲」という。）と熊本県解体業協会（以下「乙」という。）は、災害の発生時における応急活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲からの協力要請に基づいて乙が行う応急復旧活動や災害廃棄物の処理等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 甲は乙に対して、応急活動の協力を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該応急活動の実施に努めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

（1）災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条第1項及び同法第42条第1項の規定により作成された熊本市地域防災計画に基づき、熊本市水防本部若しくは熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害。

（2）武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第172条第1項に規定する緊急事態に係る被災。

（3）甲が前2号に準じる災害で、乙の協力が必要であると認めた災害。

（定義）

第3条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）災害廃棄物 各種災害により発生するごみ。

（2）災害廃棄物の処理等 災害廃棄物の収集・運搬、処理、処分その他災害廃棄物の処理等に関し必要な業務。

（応急活動の内容）

第4条 甲が乙に対して協力を要請する応急活動は、次のとおりとする。

（1）甲が緊急に行なう必要があると認め、指示する応急措置。

（2）重機、資機材及び労力の供給又は待機。

（3）災害廃棄物の収集・運搬、処理、処分その他災害廃棄物の処理。

（4）その他甲が緊急に指示する予防措置や事後措置。

（協力要請の手続き等）

第5条 甲は、災害による被害が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、甲に協力するものとする。

3 第1項に規定する要請は、原則として文書によるものとする。

（協力体制の整備）

第6条 乙は、あらかじめ協力体制を整備し、その組織、人員、調達可能な資機材等の状況を甲に報

告するものとする。

- 2 乙は、甲からの要請があったときは、直ちに応急活動の統括連絡責任者及び応急活動を実施する乙の会員を選定し、甲に報告するものとする。

(応急活動等の実施)

第7条 乙は、要請内容に基づく甲の指示に従い、的確な応急活動や災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

- 2 甲は、第5条第1項に規定する要請をしたときは、乙の活動が円滑に実施されるように必要な措置を講ずるものとする。

- 3 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては次に掲げる事項に留意する。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

(実施報告)

第8条 乙は、応急活動が完了したときは、実施した内容を記載した報告書を甲に提出するものとする。

(費用負担)

第9条 乙がこの協定に基づく応急活動に要した費用については、甲が負担するものとする。

- 2 費用負担の算出方法については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から当該協定締結の日の属する年度の末日までとする。

ただし、期間満了日前1月の翌日までに甲又は乙から申入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目については、甲乙協議して別途定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年6月28日

災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等に関する協定書（熊本市災害し尿等対策協議会）

熊本市（以下「甲」という。）と熊本市災害し尿等対策協議会（以下「乙」という。）は、災害発生時における災害し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿汚泥等」という。）の収集運搬、移動式簡易トイレ等の設置及びその維持管理について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、甲からの協力要請に基づいて乙が行うし尿汚泥等の収集運搬、移動式簡易トイレ等の設置及びその維持管理等について、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、乙に対して応援協力を要請し、乙は社会貢献の一環として当該応援活動の実施に努めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次のいずれかに該当するときとする。

- (1) 熊本市水防本部、熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での地震、風水害その他の災害。
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害が発生したとき。
- (3) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態に至ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合で、乙の協力が必要であると甲が認めたとき。

（協力要請の手続等）

第3条 甲は、災害によりし尿汚泥等の収集運搬及び移動式簡易トイレ等の設置及びその維持管理について必要があると認めたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、甲に協力するものとする。

3 第1項の協力の要請は、次の事項を可能な限り明確にして甲から乙に電話等により行うものとする。併せて甲は、速やかに要請内容を文書にして乙にFAX等により送付するものとする。

- (1) 災害発生日時、場所及び災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び予測されるし尿汚泥等の収集量
- (3) 必要とする人員、収集運搬車両、移動式簡易トイレ等の資材の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者の氏名
- (6) その他必要事項

（協力体制の整備及び報告）

第4条 乙は、災害時、速やかに別表1に定める組織において対応可能な人員、資材等の状況を甲に

報告するものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、応援活動を実施する者を選定し、直ちに甲に報告するものとする。

3 乙は、提供可能なし尿収集運搬車両及び移動式簡易トイレの数等を月毎に甲に報告するものとする。

(応援協力の実施及び収集運搬の区域)

第5条 乙は、要請の内容に基づく甲の指示に従い、し尿汚泥等の収集運搬等を実施するものとする。

2 乙は災害時において会員の被害状況により、甲の要請に応じることができない場合は、別表2に示す甲が指定する収集運搬の区域にとらわれることなく会員間の応援協力体制を構築できるものとする。なお、その際は甲の承諾を得るものとする。

3 乙は、要請に応じることができないときには、その旨を速やかに甲に連絡するものとする。

(資材等の提供の範囲)

第6条 乙が第3条第1項の要請に基づき協力を行う場合の資材等の提供は、次のとおりとする。

- (1) し尿汚泥等収集運搬車両
- (2) 移動式簡易トイレ及びその運搬設置に必要な機材や車両等
- (3) 移動式簡易トイレの維持管理に必要なもの
- (4) その他必要なもの

(費用負担)

第7条 乙が第3条第1項に規定する要請に基づき実施したし尿汚泥等の収集運搬、移動式簡易トイレ等の設置及びその維持管理等に要した費用は、災害時前の適正価格とする。

なお、乙が、この協定に基づく活動に要した費用については、甲が負担するものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該協定締結の日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了日前1月の翌日までに甲又は乙から申し入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して必要な細目については、甲乙協議して別途定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成25年 5月20日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲、乙署名押印のうえ各自1通を保有する。

平成25年 5月20日